

## 広島県告示第七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十三年二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

- 昭和四十三年十二月二十八日農林省告示第二千五十七号（二及び三に係るものに限る。）
- （昭和四十四年十二月二十七日農林省告示第二千四十五号、昭和四十四年十二月二十七日農林省告示第二千四十六号（一に係るものに限る。）、平成四年十二月二十八日農林水産省告示第千三百四十一号、平成六年六月十日農林水産省告示第九百二十六号（三に係るものに限る。）、平成六年七月六日農林水産省告示第千六号（四に係るものに限る。）

### 二 変更に係る指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

変更しない。

#### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）